升上敍起草

重複

憲法

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

天ノ明命ヲ受ケ万世一系ノ帝位ヲ践ミ朕明治
十　年　月　日ヲ以テ憲法ヲ裁定シ立國ノ大
典トシ並ニ憲法ノ限闥内ニ於テ國民ノ權利ヲ
賜予スルコト左ノ如シ

國土

第一條

凡ソ我カ八洲ノ土壤並ニ明治　年定ムル所ノ
北海道ノ疆域ハ嗣令両院ノ議ヲ經タル法章ニ

依ルニ非サレハ分割變更スベカラズ

第二條

國府縣郡區ノ區畫ハ嗣令法律ニ由ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ズ但未定ノ界線ヲ分劃スルハ此限ニ在ラス

第三條

北海道及沖繩縣及其他ノ島嶼ハ一般ノ法律ニ依ラズ內閣ノ命令ヲ以テ便宜ニ別段ノ制度ヲ施行スベシ

但シ更ニ兩議院ノ議ヲ經テ各所ニ一般ノ法律ヲ施行スルノ時ニ至ラハ此條ニ拘ラザルベシ

國民

第四條

凡ソ國民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ平等ニ公權及私權ヲ有シ同一ノ保護ヲ受クベシ

文武ノ官職ハ門地ニ拘ラズ

第五條

人身及財產ハ法律ヲ以テ之ヲ保護ス治罪法及其他ノ法律ニ定メタル規程ニ依ルヲ除ク外人身ヲ拿捕勾禁シ及人家ヲ搜索シ物件ヲ追取ス

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

ルコトヲ得ズ

拷訊ハ何等ノ罪犯ニ拘ラズ永久ニ禁止ス

第六條

法律ニ於テ國安ヲ保持スル為ニ又ハ罪犯ヲ捜探スル為ニ必要ナル職權ヲ委任セラルル官吏ヲ除ク外郵便書函ヲ開折スルコトヲ禁ス但シ戰時ハ例外ナリトス

第七條

凡ソ刑ヲ科スルハ法律ノ明文ニ據ル法ニ條ナキ者ハ懲罰ヲ加フルコトヲ得ズ

第八條

各民ノ田宅ハ明治年以來發行スル所ノ地券ニ憑據シ所有ノ權ヲ付与シタリ關所ノ刑法ハ永久ニ之ヲ禁ス

但シ公益ノ為ニ需要ニ供スルトキハ必相當ノ代價ヲ付スベシ

第九條

凡ソ國民ハ法律ノ制限ニ循ヒ言論著述ノ自由ヲ得

第十條

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

凡ソ國民ハ法律ノ制限ニ從ヒ平穩ニ集會スルコトノ自由ヲ得

凡ソ國民ハ法律ノ制限ニ從ヒ會社ヲ結フコトノ自由ヲ得但シ其目的刑法ニ觸ル、者ハ此ノ例ニ在ラズ

國安ヲ保護スル為ニ政談ノ結社ヲ制限シ又ハ一時之ヲ禁止スルコトハ必法律ニ由ルベシ

第十一條

凡ソ國民ハ政府ニ向テ私事ヲ願訴シ公事ヲ建白シ及両議院ニ向テ公事ヲ建白スルノ權ヲ有ス但シ許可ヲ得タル會社ヲ除ク外總代ヲ以テ多衆ノ為ニ一名又ハ數名ノ請願建白ヲ為スコトヲ得ズ

第十二條

凡ソ國民ハ何人ヲ論セズ總テ兵役ニ服スルノ義務ヲ負フ

第十三條

常備後備兵ノ外戰時ニ於テハ天皇ノ詔命ヲ以テ國民軍ヲ徵發スルコトアルベシ

第十四條

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

軍人軍属ノ紀律ハ法律ニ属セズ

第十五條

凡軍隊ハ服役ノ内外ヲ論セズ軍令ヲ除ク外團聚シテ事ヲ議スルコトヲ得ズ並ニ政事ヲ講論シ及建白スルコトヲ得ズ

第十六條

凡教學ハ各民ノ自由ニ任スト雖モ政府ハ公立私立ヲ問ハズ學校ヲ監視スルコトノ權ヲ有ス

第十七條

凡國民ハ何人ヲ論セズ總テ租稅ノ義務ヲ負フ

天皇

第十八條

天皇ハ大政ヲ總攬シテ此ノ憲法ニ循由シテ之ヲ施行ス

第十九條

法律ヲ公布シ及法律ヲ施行スル為ニ必要ナル命令ヲ下付シ文武官ヲ任シ文武官ヲ制置シ陸海軍ヲ統率シ貨幣ヲ發行シ勲位貴爵ヲ叙授シ陸海軍ノ大權ニ由ル

第二十條

天皇ハ總テ天皇ノ大權ニ由ル

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

戰ヲ宣シ和ヲ約シ及外國ト條約ヲ結フヿハ總テ天皇ノ總攬スル所ニ由リ成約ノ後其密約ニ係ル者ヲ除ク外内閣ヨリ兩議院ニ報告シ及式ニ依リ公布スベシ但シ國財ヲ費シ國疆ヲ變スルノ條約ハ兩議院ノ承認ヲ經ベシ

第二十一條

兩議院ヲ召集シ及開閉シ及既ニ開キタル議會ヲ中止シ及一議院ヲ解散シ又ハ兩議院ヲ同時ニ解散スルヿハ總テ天皇ノ詔命ニ由ル

第二十二條

日本國ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム皇統ノ繼嗣ハ皇室別段ノ典章ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第二十三條

若シ先帝晏駕ノ際定マレル皇太子ナク及先帝ノ遺詔ナキトキハ内閣ノ發議ニ由リ元老院ノ決議ヲ取リ皇室繼嗣法ノ順序ニ依リ親王及諸王ヘテ大統ヲ繼クベシ一入

第二十四條

特別ノ情狀ニ由リ帝位繼統ノ順序ヲ變易スルヲ必要トスルトキハ内閣ノ發議ニ由リ元老院

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

ノ決議ヲ取リ之ヲ定ムベシ

第二十五條

天皇ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス天皇幼沖ニシテ位ヲ嗣ク時ハ宗室ノ一人大政ヲ攝行スベシ

第二十六條

天皇違豫永ク大政ヲ親ラスルニ堪ヘザル時ハ亦攝政ヲ置クコト内閣ノ發議ニ由リ元老院ノ決議ヲ取ルベシ

第二十七條

攝政ノ人ヲ定ムルヽハ内閣ノ發議ニ依リ元老院ノ決議ヲ取リ最長親王ヲ以テシ親王ナキトキハ諸王ヲ以テス

第二十八條

天皇及親王諸王俱ニ幼沖又ハ不豫ニシテ大政ニ堪ヘザルトキハ大政大臣ハ内閣各員ト共同シテ大政ヲ攝行スベシ

第二十九條

攝政ハ尊貴ナリト雖モ政務ヲ總攬スルヽ大權ハ總テ天子ノ事ニ同シ攝政ハ國憲ヲ改正スルヲ得ズ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

第三十條

天皇成年ニ達シ及違豫常ニ復スルトキハ攝政又ハ大政大臣ハ大政ヲ還上スベシ

第三十一條

年月日ノ法律ヲ以テ定ムル所ノ官地官林ハ永ク皇室ノ財産トナスベシ

第三十二條

皇室ノ經費ハ決算ノ檢査ヲ經ササズ

内閣

第三十三條

内閣ハ天皇臨御シテ万機ヲ親裁スルノ所トス大臣參議各省卿ハ内閣ニ參預シ一人ヲ輔弼ス

第三十四條

行政ノ詔旨ハ大臣各省卿勅ヲ奉シ名ヲ署シテ行下ス奉勅ノ大臣省卿ハ專ラ其責ニ任スベシ其名ヲ署セザル者ハ外ニ付シ須行スルコヲ得ズ

第三十五條

各省卿ハ各〻其管掌ノ政令ニ就テノミ責ニ任スベシ其事國憲ノ改正ニ關リ又ハ皇室繼統ノ事

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

ニ關リ又ハ議院開閉ノ事ニ關リ又ハ第　條第
條ノ場合ニ於テハ内閣各員共ニ其責ニ任ス
ベシ

第三十六條

内閣員及其代理員ハ何時ニ於テモ各議院ニ列
席スルコトヲ得但可否決ノ數ニ預ラズ

各議院ハ内閣員又ハ其代理員ノ求メアルトキ
ハ何時ニ於テモ其陳述ヲ聽カザルベカラズ

各議院ハ内閣員ノ列席ヲ求ムルコトヲ得

第三十七條

内閣員職務ノ重罪ニ就キ議院ノ彈告ヲ受ケ而
シテ高等法院之ヲ裁判スルノ規程ハ別段ノ法
律ヲ以テ之ヲ定ムベシ

職務ノ重罪ハ左ノ件々ニ限ルベシ

一　謀反大逆

二　憲法ヲ干犯ス

三　贓賄

四　定額外ノ濫費

立法權

第三十八條

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

天皇ハ両議院ノ輔翼ヲ得テ立法ノ事ヲ行フ両
議院ノ可決ト天皇ノ批准ヲ経サル者ハ國法ヲ
成サズ

第三十九條

法案ヲ裁スルハ天皇ノ大權ニ由ル

第四十條

議院ノ閉會ノ際國安ヲ保持スル為ニ已ムヲ得
ザルノ事情ニ由リ急施ヲ要スルトキハ内閣ノ
責任ヲ以テ憲法ニ違ハサルノ命令ヲ發シ法律
ノ力ヲ有タシムルコトヲ得

此ノ命令ハ次ノ開會ニ於テ両議院ノ承認ヲ取
ルベシ

第四十一條

元老院ハ　年　月
日ノ詔命ニ依リ之ヲ組織
スル此詔命ハ憲法ノ力ヲ有スル者トス

第四十二條

民選議院ノ議員ハ定メテ百八十人トス

第四十三條

民選議院ノ議員ハ全國人民ノ總代タルベシ故
ニ議員ハ其本屬府縣人民ノ委嘱ニ拘ハルコト

太政官
正官

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

勿ルベシ

第四十四條

日本國ノ男子戸主ニシテ滿二十一年ヲ越エ其撰擧區内ニ居住シ地租又ハ家屋稅五圓以上ヲ納メ相當ノ資格ヲ失ハザル者ハ總テ議員ヲ撰擧スルノ權ヲ有ッベシ

第四十五條

左ノ各款ニ觸ルヽ者ハ撰擧及被選擧ノ權ヲ失フベシ

一　刑法ニ據リ公權ヲ剥奪サレ又ハ停止サレタル者

一　身代限ノ處分ヲ受ケ辨償ノ義務ヲ終ヘザル者

一　國庫又ハ地方稅ヨリ救助ヲ受ケ生活スル者

一　風顚白痴ノ者

第四十六條

撰擧ハ複撰法ヲ用フ其節目ハ別段ノ法律ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第四十七條

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

日本國ノ男子戸主ニシテ
府縣内ニ満三年以上本籍ヲ定メ相當ノ資格ヲ
失ハザル者ハ總テ民選議員ニ選ハルヽコトヲ
得ベシ但シ僧侶ハ被選ノ権ナシ

第四十八條

府知事縣令書記官郡長判事到事補撿事撿事補
ハ其任地ニ於テ議員ニ撰ハルヽコトヲ得ズ

第四十九條

民選議院ノ議員ハ一任四年トシ二年ニ其
半ヲ改選セシムベシ

議員任期中欠員アルトキハ其欠ニ當ル者ヲ撰
挙セシム

第五十條

議員改選又ハ解散ノ時ニハ解任ノ議員再タヒ
選ニ應スルコトヲ得

第五十一條

下議院ハ議員中ヨリ議長一員副議長二員ヲ推
薦シ天皇之ヲ勅任ス

下議院ハ議員中ヨリ書記官數員ヲ選定ス

議長副議長書記官ノ任期ハ其議員タルノ本期

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

ニ従フ

第五十二條

下議院議員ハ法律ヲ以テ定メタル年俸ヲ受ク

第五十三條

下議院ハ各議員ノ資格ヲ撿査シ資格ノ爭議ヲ審判シ其違法ノ撰擧ニ係ル者アレハ之ヲ退ケルコトヲ得

第五十四條

下議院ハ議員中罪ヲ犯シ議員タルノ体面ヲ妨クル者アリ及故無ク招集ニ應セザルカ又ハ故無ク連日欠席スル者アル處分スルノ規則ヲ設ケ登場現員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ退職者トナスコトヲ得

第五十五條

両議院ハ毎年十一月ヲ以テ之ヲ召集ス

第五十六條

非常ノ要用アルニ當テハ特ニ詔命ヲ發シ臨時之ヲ召集ス

第五十七條

両議院ノ會期ハ三個月トス

太政官

正院

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

両議院ノ閉期ヲ遷延スルハ天皇ノ詔命ニ由ルベシ

第五十八條

議院ノ開閉ハ両議院ノ合會ニ於テ天皇親臨シ又ハ勅使ヨリ詔命ヲ宣フベシ

第五十九條

議院ノ開閉中止及閉期ノ遷延ハ両院同時ニ之ヲ行フベシ

第六十條

一議院解散ノ命ヲ受ケタルトキハ併セテ他ノ議院ヲ閉會セシムベシ

第六十一條

両院會期中ハ勅許ヲ得ズシテ休會三日ヲ越ルコトヲ得ズ

第六十二條

議院中止ノ命ハ翌年度ノ開會ヲ妨ケザルベシ

第六十三條

議院解散ノ命ヲ受ケタルトキハ其命ヲ得タル日ヨリ六十日内ニ詔命ヲ以テ新タニ撰挙ヲ行ハシメ九十日内ニ議院ヲ會セシムベシ

太政官

太政官

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

第六十四條

議員任滿ヲ解任スルトキハ詔命ヲ以テ九十日内ニ代任ノ議員ヲ撰擧セシムベシ其欠員ヲ補撰セシムルモ亦同シ

第六十五條

両議院ノ一ニ於テ否決シタルノ法案ハ同會期中ニ再議ニ付セラルヽ事ナカルベシ

第六十六條

凡法案ハ内閣ヨリ之ヲ両院ニ下シ先ツ下院ノ議ヲ経テ之ヲ元老院ニ移シ元老院議長ヨリ成

議ヲ上奏ス

第六十七條

元老院ニ於テ修正ヲ加ヘ両院議合ハザルトキハ更ニ両院合會ヲ行ヒ議決ノ後仍ホ元老院議長ヨリ上奏ス

両院合會ノ議長ハ元老院議長之ニ當ルベシ

第六十八條

両議院ハ本院ノ意見書ヲ天皇ニ奉呈スルコトヲ得意見書ヲ發議スルニハ議員十五名以上ノ署名アルヲ要シ而メ後全院ノ議決ヲ経ベシ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

第六十九條

両議院ハ登場ノ議員總員ノ三分ノ一以上ニ滿タザルトキハ議事ヲ開クコトヲ得ズ

議員投決スル者總員ノ三分ノ一以上ニ滿タサルトキハ決ヲ拳クルコトヲ得ズ

此規則ハ両院合會ノ時ニモ通シ用フベシ

第七十條

議事ハ登場議員ノ過半數ヲ以テ決ヲ拳ク但シ撰拳ノ爲ニ特ニ定ムル規則ハ此限ニ在ラズ

可否相半スルトキハ議長ノ決ニ從フ

第七十一條

両議院ノ會議ハ公聽ヲ許ス

議長又ハ十名以上ノ議員ノ請ニ由リ密會ヲ行ヒ議院之ヲ可決スルトキハ其議事ニ限リ公聽ヲ禁スルコトヲ得

第七十二條

両議院ハ各其内部ノ規則及議事規則ヲ議定シ上裁ヲ經テ之ヲ施行ス

第七十三條

両議院ハ立法ノ建白書ヲ受ク

建白書ハ二員以上議員ノ紹介ヲ得テ之ヲ捧ク
ルコトヲ許ス其紹介ナキ者ハ議院ノ受理ス
所ニ在ラス
両議院ハ建白書ニ本院ノ意見ヲ附シテ之ヲ上
奏スルコトヲ得

第七十四條

各議員ハ自由ニ發言スルコトヲ得議院ニ於テ
發言シタル意見ニ就キ司法ノ糺彈ヲ受ルコト
無シ但シ本院定ムル所ノ規則ニ依ルハ此例ニ
在ラズ

自ラ其會議ノ發言ヲ出版公布スル者ハ出版條
例又ハ新聞條例ニ依リ其責ニ任スベシ

第七十五條

議員ハ現行犯罪又ハ犯罪ノ翌日ニ於テスルヲ
除ク外開會ノ期内ニ本院ノ承諾ヲ經ズシテ勾
引ヲ受クルコト無カルベシ

第七十六條

何人モ同時ニ両院ノ議員タルコトヲ得ズ
議員ハ非職武官ヲ除ク外國庫又ハ地方税ノ俸
給ヲ受ル行政官属ト相兼ヌルコトヲ得ズ官吏ニシ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

テ議員ノ撰ニ應スルトキハ其官ヲ辞スベク議員ニシテ官吏ニ任スルトキハ議員ノ職ヲ失フベシ

第七十七條

両議院ハ内閣員ノ職務重罪アリト認ムルトキハ先ツ其辨解ヲ求メ辨解明白ナラザルトキハ之ヲ彈告シテ天皇ノ裁ヲ仰キ爲等法院ニ下シテ糺治セシムルコトヲ請フコトヲ得

第七十八條

官吏ノ職務罪ヲ以テ議院ノ彈告ヲ受ケタル者ハ議院ノ要請アルニ非サレハ恩赦ヲ與ヘラルヽコトアルベカラズ

第七十九條

両議員ハ事務ヲ審査スル為ニ委員ヲ設クルコトヲ得而シテ其委員ハ官民ニ向テ必要ナル當訣事件ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

裁判

第八十條

凡ソ裁判ハ專ラ法律ニ據ルヲ除ク外他ノ委囑ヲ受クルコト無シ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

裁判ハ必ス理由ヲ明示スベシ

第八十一條

大審院各裁判所及裁判官屬ノ管程ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

臨時ニ特別ノ裁判ヲ設ルコト無カルヘシ

裁判所ト行政官屬ノ權限ノ爭ハ參事院ニ於テ之ヲ判決ス其管程ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第八十二條

判事ハ它官ヲ兼ヌルヲ得ス

判事ノ三年間在職シタル者ハ本人ノ願又ハ免

退ノ故ニ由ルニ非サレハ罷免セラル、コト無シ但シ裁判所ノ構成ヲ變革スルニ付非職トスルハ此ノ限ニ在ラズ

治安裁判官ハ此條ノ例ニ依ラズ

第八十三條

凡ソ裁判ハ國安ニ關リ又ハ風儀ニ關ル者ヲ除ク外公聽ヲ許ス但シ刑事ノ豫審ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十四條

大赦特赦輕減復權ヲ予フルハ天皇ノ大權ニ由

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

ル

第八十五條

陸海軍裁判所ハ專ラ軍律ニ據リ刑事ノミヲ裁判ス

會計

第八十六條

凡ソ國庫ノ歳出入ハ毎歳豫算ヲ以テ兩議院ノ議ヲ經ベシ豫算ニ記載セザル租稅ヲ徵收スルコトヲ得ズ

第八十七條

歳出ハ豫算ヲ超ユルコトヲ得ス其非常ノ事情ニ由リ已ムヲ得ザルニ出タル者ハ議院ノ開會ヲ待テ之ヲ報告シ其認可ヲ取ルベシ

第八十八條

凡ソ費目ノ議決ヲ經タル條項ハ彼此流用スルコトヲ得ズ

第八十九條

政府ハ會計年度ノ終ニ於テ決算表ヲ作リ檢査院ノ檢査ヲ經翌年兩議院開會ノ初之ヲ報告スベシ

時ニ國債表ヲ報告スベシ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

第九十條

檢查院ノ章程ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第九十一條

内外國債ヲ起シ新タニ紙幣ヲ發シ及國庫ノ保証ヲ約スルハ両議院ノ議ヲ經ベシ

年金ノ制ヲ設クルハ必ス法律ニ依ル

既ニ法律ヲ以テ定メタル國債保証年金ハ該年度豫算ノ議ニ由テ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第九十二條

皇室ノ經費ハ法律ノ定ムル所ニ從フベシ該年

度豫算ノ議ニ由テ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

法律ヲ以テ定メタル定額アル歳費ハ総テ該年

度豫算ノ議ニ由テ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第九十三條

現行ノ文武官屬ノ俸給ハ別ニ新法ヲ制定セザ

ルノ間ハ總テ舊ニ依ルベシ

第九十四條

明治十年第一号布告ノ地税及其他從前公布シ

タル諸般ノ税法ハ更ニ新法ヲ頒布セザルノ間

仍ホ舊法ニ依ルベシ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

第九十五條

両議院閉會ニ至ル迄豫算ヲ議決セズ又ハ議決セズシテ解散ヲ命セラレタルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ニ依リ施行スベシ

両院ノ間叶議成局ニ至ラザルトキモ亦同シ

総則

第九十六條

大臣以下文武ノ官属（等外雇御用掛ヲ除ク）及両議院ノ議員ハ就職ノ初皇室ニ忠順ニシテ國憲ヲ遵奉スルノ誓ヲ宣フベシ

現任ノ官属ハ此憲法頒行ノ後五日内ニ誓ヲ宣フベシ

下士以下兵隊ハ憲法ニ對シテ誓フヿナシ

第九十七條

明治元年以来公布セル官省ノ沙汰書達書及八年以来太政官ノ布告書現行ノ條章此ノ國憲ニ抵觸セザル者ハ總テ法律ノ力ヲ有スベシ

第九十八條

文武官ノ職制章程ハ此ノ國憲ニ特ニ正條アル者ヲ除ク外總テ内閣ノ制置ニ由リ法律ヲ用ヒ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

ズ

第九十九條

法律ノ說明ハ參事院及大審院ニ屬ス

第百條

戰時又ハ內亂ノ時ニ當テハ其地方ニ限リ此憲法ノ第　條乃至　條ヲ停止スルコトヲ得ベシ其細目ハ別段ノ法ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第百一條

此ノ憲法ノ條項ヲ修正スルノ要用アルトキハ天皇ノ詔命ニ由リ兩議院ノ議ヲ取ルベシ

兩議院ハ登場ノ議員總數三分ノ二ニ上ラザレハ之ヲ議スルコトヲ得ズ又現員ノ之ヲ可トスル者三分ノ二ニ上ラザレハ之ヲ決スルコトヲ得ズ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 226

国立国会図書館　伊藤博文関係文書(その1)書類の部 226